

日進市特定空家等判断基準(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで

意見提出者 1名

提出意見数 1件

	項目	意見の内容	市の考え方
1	P2 「特定空家等」判断及び 認定に関する作業フロー	事案の発生⇒現地・所有者等調査の段階において、所有者とのコンタクトができる場合は、一方的に空家であると行政側で判定し、文書送付による行政指導をするのではなく、その事前ステップとして所有者との面談（相互の現地確認により認識を合わせる）をするという工程を特定空家等判断基準に組み入れて行政として丁寧に対処して頂くように当該フローの中にプロセスとして折り込んで頂くことを望みます。	ご意見を踏まえ、「現地・所有者等調査」をした後の「空家等である」と判断した次の作業フローを「行政指導（文書送付等）」から、「所有者等に連絡・管理の状況確認等（文書送付等）」に変更し、丁寧に対応していきたいと考えます。 また、それに伴い「所有者等調査」や「所有者等に連絡」しても所有者等が不明の場合を想定し、その場合の対応として作業フロー欄外に「所有者等を調査又は連絡した結果、所有者不明となった場合は、日進市空家等対策協議会で対応を協議するものとする。」との記載を追加します。 なお、ご意見いただきました「所有者との面談（相互の現地確認により認識を合わせる）をするという工程」につきましては、所有者等が県外で面談や相互に現地確認することが実質難しい状況もありますので、作業フローの中には取り入れず、必要に応じ、所有者等に管理の状況等を確認する中で対応していきたいと考えます。